平成２７年（フ）第３１号
長崎県南島原市有家町尾上5425番地
破産者　林田　英靖
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
長崎県北松浦郡佐々町松瀬免233番地９フォレスタウィング201、前住所長崎県北松浦郡世知原町上野原免1630番地
破産者　伊崎　勝彦
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
鹿児島県出水郡長島町下山門野478番地
破産者　濵田　裕介
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１２６７号
埼玉県幸手市緑台１丁目３番14号　増田第７ビル303
破産者　中野　知香（旧姓上原）
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１９１８号
札幌市豊平区西岡１条４丁目２番46号　フルハウス102号
破産者　小西　正和
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０号
群馬県沼田市清水町4374番地５
破産者　手塚　**廣**市
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２７年（フ）第６２４号
埼玉県上尾市瓦葺3289番地　リファイン東大宮103、住民票上の住所埼玉県草加市稲荷２丁目35番７号
破産者　大内　進一
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
広島県呉市上二河町８番７号、開始決定時の住所川崎市川崎区小田７丁目１番１―509号クリオ川崎六番館
破産者　川端　義宏
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５３号
新潟市東区牡丹山３丁目13番14号　セッテ103号、前住所新潟市東区中木戸72番地１ハウスすずらん201号
破産者　須貝　早人
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７８号
大分市高城本町２番18号（リビングハイツ高城Ａ106）
破産者　首藤　栄庸
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３０２号
鹿児島県南さつま市加世田小湊8169番地１、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市下福元町6644番地４（カーサハピネスⅡ203号）
破産者　冨山　翔太
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３６５号
鹿児島県鹿児島市三和町１番11号
破産者　下玉利幸一
1　決定年月日　平成28年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
北海道登別市中登別町218番地40
破産者　白田　　愛
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
宮城県白石市字本町103番地
破産者　高橋宗一郎
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第４８号
福島県郡山市町東３丁目73番地　トレヴィＢ―102号
破産者　横山　龍彦
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第３２３号
茨城県水戸市双葉台３丁目２番地の２　県営双葉台アパート15棟３Ｆ－４号
破産者　後藤　純良
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２０８２号
横浜市金沢区釜利谷東２丁目19番37―101号
破産者　川崎　美子
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６９号
岐阜市今川町２丁目10番　矢嶋ビル301号、住民票上の住所愛知県一宮市浅井町尾関字高見６番地２
破産者　**脇**田　純司
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所